

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年愛知県規則第八十七号）（抄）

第三章 第一節 建築物に係る環境への負荷の低減

（条例第七十三条第一項の規則で定める規模）

第八十条 条例第七十三条第一項の規則で定める規模は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が二千平方メートルであることとする。

（特定建築物環境配慮計画書の作成等）

第八十一条 条例第七十三条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画書の作成は、特定建築物環境配慮計画書（様式第四十八）によってしなければならない。

2 条例第七十三条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画書の提出は、特定建築物の新築等の工事の着手予定日の二十一日前までに、知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

3 条例第七十三条の三第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定建築物の設計者に係る事項
- 二 特定建築物の新築等の工事の着手予定日
- 三 その他知事が必要と認める事項

（特定建築物環境配慮計画書等の公表）

第八十一条の二 条例第七十三条第二項、第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等）

第八十一条の三 条例第七十四条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（条例第七十三条第一項第五号に掲げる事項の変更を伴わないものに限る。）とする。

- 一 条例第七十三条第一項第三号に掲げる事項の変更で、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計の変更を伴わないもの
- 二 条例第七十三条第一項第四号に掲げる事項の変更

2 条例第七十四条第一項の規定による届出は、条例第七十三条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項の変更については変更後速やかに、同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更については変更に係る工事の着手予定日の十五日前までに、特定建築物環境配慮計画書変更届出書（様式第四十九）によってしなければならない。

(工事完了の届出等)

第八十一条の四 条例第七十五条第一項の規定による届出は、特定建築物の新築等の工事の完了又は取りやめの日から十五日以内に、特定建築物工事完了(取りやめ)届出書(様式第四十九の二)によってしなければならない。

(提出書類の部数等)

第九十六条 条例第二章第八節の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部とし、その他の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び副本一部とする。

2 条例の規定により知事に提出する書類(条例第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定により知事に提出する書類並びに愛知県事務処理特例条例の規定により市町村長に提出することとなる書類を除く。)は、当該工場等又は事業所の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長を経由して提出しなければならない。ただし、条例第八十条第二項の規定による届出に関して、名古屋市内の区域内に県内の主たる事業場を有する場合は、この限りでない。

様式 略

附 則

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第八十条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 以下 略